

1 個人情報保護法とは何か

個人情報保護法は、「個人情報の保護に関する法律」が正式名称で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、2003年5月に制定されました。

この法律は、個人情報保護に関する官民を通じた「基本法」と、民間事業者を対象とした「一般法」の二層構造になっています。基本法については、2003年5月から施行されましたが、民間事業者を対象とした一般法については、2005年4月1日から施行されることになりました。

個人情報保護法は全6章および付則からなっており、1章から3章が基本法にあたる部分で、公的部門・民間部門双方を対象とした内容になっています。

一方、4章から6章（中心は4章）が一般法で、民間事業者を対象にしています。民間事業者対象の部分は「民間事業者に対する個人情報の取扱いのルール」を定めていて、ここで民間事業者が個人情報を取り扱う上での最低限の義務を記しています。

一般法の中身をさらに詳しく見ると、その中心は第4章ということになります。

この章では、民間部門における個人情報取扱事業者を定義した上で、個人情報取扱事業者が個人情報を保護するための基本的なルールを示しています。その中で、個人情報取扱事業者は個人情報の利用目的を明確に特定すること、本人にその利用目的を公開・通知することなどを定めています。

また、情報漏えいや改ざんが行われないよう、十分な安全措置をとることや本人の同意を得ない第三者提供の原則禁止などの制限も明記しています。

さらに、個人情報保護法を補完するものとして、内閣が制定した「政令第百七号 個人情報の保護に関する法律施行令」があります。

基本法

第1章 総則
第1条 目的
第2条 定義
第3条 基本理念
第2章 国及び地方公共団体の責務等
第4条 国の責任
第5条 国及び地方公共団体の責務
第6条 法制上の措置等
第3章 個人情報の保護に関する施策等
第1節 個人情報の保護に関する基本方針
第2節 国の施策
第3節 地方公共団体の施策
第4節 国及び地方公共団体の協力



一般法

第4章 個人情報取扱事業者の義務等
第1節 個人情報取扱事業者の義務
第2節 民間団体による個人情報の保護の推進
第5章 雑則
第6章 罰則
附則

2 そもそも「個人情報」とは何か 1

すでに一般的に利用されるようになった「個人情報」という言葉ですが、そもそも何を指して個人情報というのでしょうか。個人情報保護法では、個人情報を下記のように定義しています。

【個人情報】

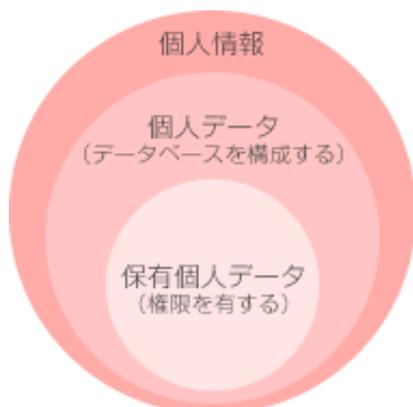
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。（第2条1項）

上記法律の定義に対して、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では下記のように解説されています。

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

3 そもそも「個人情報」とは何か 2

また同法には、個人情報と類似した用語が他にも出てきます。実は、これらの意味をしっかりと把握しておかなければ、自身の組織が個人情報保護法の対象になるか否かが理解しづらくなります。以下、これらの用語の定義です。



【個人情報データベース】

個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報が体系的に構成されており、特定の個人情報を容易に検索できるようにしたもの

【個人データ】

主に「個人情報データベース」を構成する個人情報

【保有個人データ】

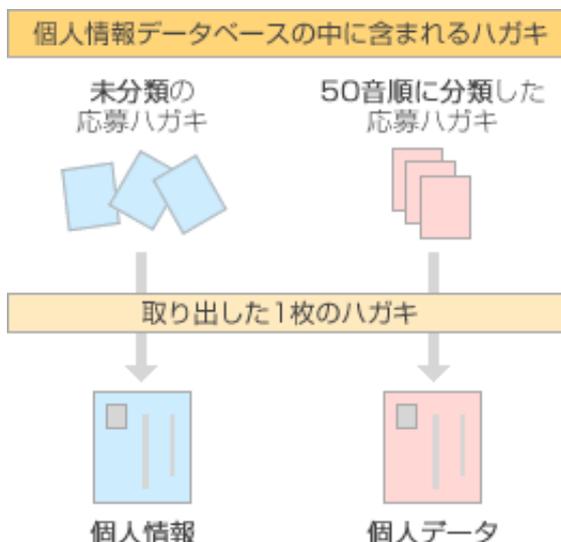
個人情報取扱事業者が開示や内容の訂正・利用の停止などを行える権限を有する個人データ

以上の関係を図示すると右図のようになります。

個人情報について考えるとき、この図解は参考になるので、ぜひ覚えておきたいものです。

また、最後の「保有個人データ」の中で、「個人情報取扱事業者」という名称がでてきました。これは、**個人情報保護法の順守を義務付けられている事業者**のことを言います。

では、どのような基準で個人情報取扱事業者か否かが決められるのか、その点については次節で見たいと思います。



4 誰が個人情報保護法の義務を負うのか

個人情報保護法の義務を負うのは「個人情報取扱事業者」に限定されます。（ただし、個人情報取扱事業者でなくても、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものなので、経済産業省のガイドラインの規定を遵守することが望ましいとされています。）

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベースなどを事業に利用している者」のことを指します。また、個人情報データベースとは、すでに触れたように「個人情報が体系的に構成されており、特定の個人情報を容易に検索できるようにしたもの」を指します。これを何らかの事業向けに利用していると、その人（組織）は個人情報取扱事業者になるわけです。

ただし例外があって、「特定の個人の数（個人データ）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000件を超えないもの（政令第2条）」は個人情報取扱事業者から除外されます。

なお、下記のような場合、上記に示した「特定の個人の数」には加算されません。

- ・個人情報データベースなどの全部または一部が他人の作成によるものである。
- ・個人情報データベースなどを構成する個人情報が氏名、住所または電話番号のみを含んでいる。（電話帳、カーナビ等）
- ・不特定多数のものに販売することを目的として発行されたもの。
- ・上記を編集、加工せずにそのまま利用している。

< 特定の個人の数に算入しない事例 >

事例1：電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳CD-ROM等に掲載されている氏名及び電話番号

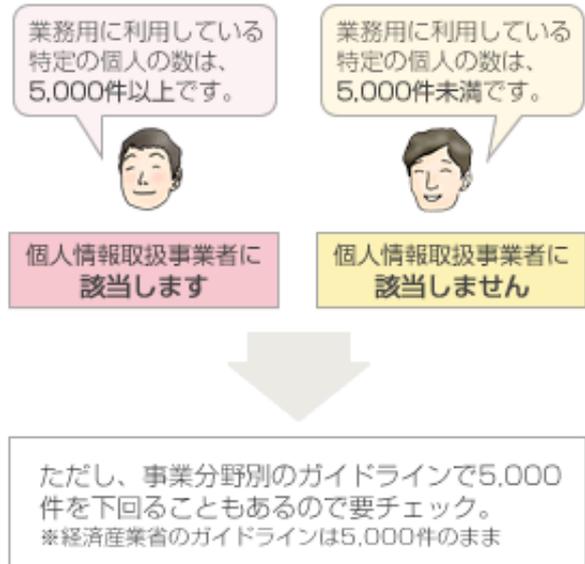
事例2：市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所または居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）

事例3：氏名または住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所または居所の所在場所を示す情報

< 事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例 >

事例：倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において、当該情報

個人情報保護法の対象となる事業者とは？



が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報

5 個人情報取扱事業者に求められる義務

個人情報保護法の対象となるのは個人情報取扱事業者であることが分かりました。そして、自らの組織が個人情報取扱事業者だとしたら、個人情報保護法で定められた義務を負わなければなりません。

個人情報保護法で定められた、個人情報取扱事業者が負う義務とは、大きく次の7点に集約できます。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 個人情報の利用目的の特定 | 5. 第三者提供の制限 |
| 2. 個人情報の適正な取得、利用目的の通知 | 6. 開示、訂正、利用停止 |
| 3. 正確性の確保 | 7. 苦情の処理 |
| 4. 安全管理措置 | |

1. 個人情報の利用目的の特定（15条）

2. 個人情報の適正な取得、利用目的の通知（17条、18条）

個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、まず、上記1と2に掲げた「個人情報の利用目的の特定」及び「個人情報の適正な取得、利用目的の通知」が不可欠となります。これは、取得する個人情報をどのような目的に利用するのか、その点を情報提供者に明示することです。

3. 正確性の確保（19条）

「正確性の確保」ですが、これは個人データが正確かつ最新の内容であるよう、できる限り維持することが義務付けられるものです。

4. 安全管理措置（20条）

また、取得した個人データが不正に奪われたり他人に漏れたりしないよう、適切な安全措置をとることも義務付けられています。

5. 第三者提供の制限（23条）

あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを禁止しています。

6. 開示、訂正、利用停止（25条、26条、27条）

加えて、個人情報を提供した本人（またはその代理人）から、自分の個人情報の開示や訂正を求められた場合、事業者はこれに迅速に対応しなければなりません。これが6の「開示、訂正、利用停止」です。

7. 苦情の処理（31条）

そして、事業者側に不備があった場合、速やかに苦情が申し立てられる手続きも整備しておく必要があります。これが7の「苦情の処理」です。

このように、個人情報保護法では個人情報の取得からその管理まで、個人情報取扱事業者の義

務を明確にしています。個人情報取扱事業者は、上記を順守して個人情報保護に取り組まなければならない。

個人情報の区分と個人情報取扱事業者の義務

